

知ろう学ぼう人権



5月1日～7日は憲法週間です

5月3日の憲法記念日は、第2次世界大戦終結後の1947年5月3日に、日本国憲法が施行されたことを記念して定められた祝日で、この日を含む5月1日から7日までの1週間が「憲法週間」です。

憲法週間という言葉を知って、何を思い浮かべることができるでしょうか。

何も思い浮かべることがなかったり、憲法というものに関心がなかったり、自分には関係がないものだと思うっていませんか。

憲法は、私たち一人ひとりが人間らしく幸せに生きていくために、生まれながらにして持っている権利や自由を守るためにあるものです。

例えば、人種、信条、性別、家柄などによって差別されない権利や、身体的、精神的に自由に生きる権利などがあり、これらの「基本的人権」は、侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されています。

しかし、現在の日本社会では、様々な事柄を理由に、偏見や差別などの人権侵害が発生しており、全ての人の基本的人権が守られているとはいえない状況です。

これらを踏まえて、2016年には、「障害者差別解消法」部外法として、個別の人権課題に対応する法律が次々と施行されました。

様々な人権課題の解消のために、一人ひとりが多様性を認め合い、お互いの権利と自由を十分に尊重しあえるよう、相手を思いやる必要があるのです。

憲法や人権は、私たちが生きていくうえで、欠かすことのできないものですが、日常生活の中で、これらについて考えることはあまりないかもしれません。憲法週間を迎えるにあたり、憲法の意義について、そして私たち一人ひとりが持つ基本的人権について考えてみませんか。

人権擁護委員会にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から任命され、全国の市町村で活動しています。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、人権に関心を持ってもらえようような啓発活動を行っています。

「藤井寺市人権擁護委員」の皆さん

- ・松川 命さん(古室)
- ・辻 美穂子さん(春日丘)
- ・東野 恵子さん(林)
- ・服部 仁美さん(藤井寺)
- ・井関 芳文さん(藤ヶ丘)
- ・藤井 勲さん(津堂)
- ・福本 龍子さん(岡)

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された日にちなみ、全国で人権擁護委員による啓発活動が行われます。藤井寺市でも特設人権相談を行います。

特設人権相談

日時 6月1日(月)

13時30分～15時30分

場所 市役所1階相談室

問合先 協働人権課人権推進担当

(1階4番窓口)

☎939・1059

ふじいでら 歴史紀行

160

今回は、近世の藤井寺周辺の大きな出来事として挙げられる、大和川の付け替えについてお話しします。

現在の大和川は、奈良盆地から流れ出た後、藤井寺地域の北東部で石川と合流し、西方向に流れています。これは、江戸時代に付け替えられた流路です。付け替え以前の大和川はいくつかに分流しながら河内平野を北方に流れ、淀川と合流していました。土砂が堆積して川底が浅くなったため、頻繁に洪水に見舞われて、流域の村々に大きな被害をもたらしていました。このため、今米村(現、東大阪市の庄屋、中甚兵衛を中心とした農民たちが付け替えを幕府に何度も嘆願しました。しかし、付け替え地流域の反対意見や、河村瑞賢による治水工事の進言もあって、いったん、1683年に付け替え不要が幕府で決定されました。

その後、付け替え促進派のさらなる嘆願により、1703年10月、付け替えが決定されました。工事は翌年2月に開始され、延べ245万人を動員し、わずか8か月という短期間で1704年10月13日に竣工しました。このとき、落掘川の掘削や西除川の改流なども行われました。

付け替えによって、旧川筋では鴻池新田など多くの新田が開発され、米作りや、綿花栽培などが盛んになりました。新川筋では、川床となった田地に閉じたトラブル、左岸の浸水被害、流出した砂が堺港に堆積した結果、沖へ移動しなければならなくなるという被害も生まれました。藤井寺市域でも大和川付け替えによる影響を受けた村々がありました。



▶大和川の堤をたち割ったときの様子

この合流点の堤が豪雨のために決壊し、藤井寺地域の村々でも大きな被害が出ました。さて、藤井寺市域では、これまでに2か所堤をたち割る発掘調査が行われ、堤が何度かかさ上げ工事された様子が確認されました。かさ上げて積まれた土砂層の中には、黒い帯状の土

ふじいでらの近世2 — 大和川の付け替え —

層を数本はさんでいます。この黒い土層は腐植土で、一定の期間、そこが堤の表面であったことを示し、数回にわたって堤の補強工事が行われた結果を確かめることができました。いずれにしても、大和川付け替えは多くの人々を動員した大規模な工事であったことをあらためて実感できる調査成果といえます。

(文化財保護課 新開義夫)